

# たけのこ、原木しいたけ等の生産者の皆様へ

平成30年12月6日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

### ○原木しいたけ

出荷制限等により出荷・販売できない市町がありますので御注意ください。

### ○たけのこ解除済市町

条件付き解除であり、市町が出荷期ごとに発行する証明書がないと出荷・販売できないので御注意ください。

### ○原木しいたけ一部解除済市

解除対象生産者には証明書が交付されます。未解除生産者は引き続き出荷・販売できないので御注意ください。

## 2 概要

○新たな解除などにより、随時、変更しています。

○出荷可能条件等、詳細は市町村林業関係課、林業事務所にお問い合わせください。

平成30年12月6日現在

区分	出荷可能条件	品目	対象市町村
出荷制限・出荷自粛継続中市町村	出荷・販売できません。	原木しいたけ（露地）	我孫子市、流山市、白井市、八千代市
		たけのこ	（該当なし）
		乾しいたけ	（該当なし）
出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村（※1）	市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地）	千葉市（一部解除）、成田市（一部解除）、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
		原木しいたけ（施設）	山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
		たけのこ	木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、白井市、流山市、印西市、栄町、我孫子市（※1）
その他の市町村	①県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地） たけのこ	県ホームページで公開しています（※2）。
	②県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。	原木しいたけ（施設）	

※1 たけのこの解除済み市町村の一部（市原市、柏市及び香取市）は「その他の市町村」の区分、「出荷可能条件」①に移行しました。

※2 しいたけ・野生きのこの等の県産特用林産物の放射性物質検査結果

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

（裏面あり）

### 3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

#### ○たけのこ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いします。

※出荷制限等解除済市町（表面 2 参照）産については、出荷・販売にあたり、  
証明書の掲示や提示をお願いします。

#### ○原木しいたけ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします。

※解除対象生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いします。

#### ○乾しいたけ

食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）、栄養成分の表示をお願いします（※出荷制限中の生しいたけは使用できません）。

※出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いします。

##### たけのこ表示例

名 称	たけのこ
原産地	千葉県 <u>〇〇市</u>

##### 生しいたけ表示例

名 称	しいたけ
原産地	千葉県 <u>〇〇市</u>
栽培方法	原木
生産形態	<u>露地栽培（又は施設栽培）</u>
生産者	<u>〇〇市〇〇 △△△△-△ 〇山〇郎</u>

##### 乾しいたけ表示例

名 称	乾しいたけ	栄養成分表示 100g当たり	
原材料名	しいたけ（原木）		熱 量
原料原産地名	千葉県 <u>〇〇市</u> <u>露地栽培（又は施設栽培）</u> <u>生産者は製造者と同じ</u> <u>（異なる場合は住所氏名を記す）</u> <u>解除年月日 〇年〇月〇日</u> <u>採取年月 〇年〇月（〇日）</u>	たんぱく質	19.3 g
内 容 量	〇〇 g	脂 質	3.7 g
賞味期限	〇年〇月〇日	炭水化物	63.4 g
保存方法	直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存	食塩相当量	0 g
製 造 者	千葉県 <u>〇〇市〇〇 △△△△-△ 〇山〇郎</u>	（日本食品標準成分表 2015 年版（七訂）の計算による推定値）	

※2020年3月31日までの経過措置期間中、及び、消費税法第9条第1項に基づき、消費税を納める義務が免除されている場合、栄養成分表示を省略可能です。

### 4 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

お問 合 せ 先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043(223)2966